

令和5年3月10日

利用者並びに保護者の皆様

社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団
静岡市清水うみのこセンター

施設長 内 田 雅 子

令和5年3月13日以降のマスク着用について（お願い）

日頃より法人の運営に関しましてご理解、ご協力を賜り誠に感謝申し上げます。

さて、マスクの着用について、国の方針として令和5年3月13日よりこれまでの「屋内では、原則着用、屋外では、原則不要」という一律のルールを改め、「着用は個人の判断に委ねる」に見直されることになりましたが、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、高齢者施設等（障害福祉サービス事業所等を含む）の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨することとされているため、職員については、マスク着用を継続いたします。

また、利用者の皆様におかれましても、重症化リスクの高い利用者様への感染を防ぐため、引き続きマスク着用にご協力いただけますようお願い申し上げます。

なお、施設利用中、周囲に人がいない場面などマスクの着用が必要ないと考えられる場面のマスク着用の有無については、各事業所の管理者が適宜判断し対応いたします。